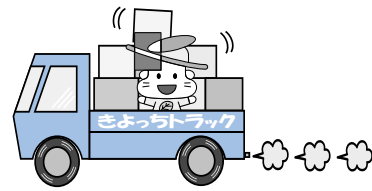


引っ越しに伴う主な手続き

引っ越しの際は、住所変更などの手続きを忘れずに行いましょう。
不明な点は電話で確認の上、お越しく下さい。



詳細 清田区役所 ☎889-2400(代表)

		窓口	担当	転出 清田区から市外へ	転入 市外から清田区へ	転居 市内での異動
住所の変更 (住民票の異動)	1階23番〜27番	戸籍住民課	転出先の住所を確認の上、転出届を提出(転出前に) *届出人の本人確認書類 ⇒発行される転出証明書とともに新住所地で転入手続きが必要。	住民異動届(転入届)を提出(転入後14日以内) *前住所地で発行した転出証明書、届出人の本人確認書類 ※新住所は○番○号(または番地)まで、アパート・マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認して手続きをしてください。	新住所地の区役所で住民異動届(区間異動・転居届)を提出(転入後14日以内) *届出人の本人確認書類	
			転出届により、登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証は返納するかご自分で破棄してください。	必要な方は新たに登録の手続き *登録する印鑑、本人確認書類(詳細は事前にお問い合わせください)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
			在学していた学校から在学証明書と教科書給付証明書を発行してもらい、転出先で手続きをしてください。	転入学通知書(入校票)を発行します。転出前の学校で発行した在学証明書とともに転入先の学校へ提出し、手続きをしてください。		
国民健康保険	1階1番	保険年金課	転出前に脱退の手続き、保険証の返還 *印鑑、国民健康保険証、納付通知書	新たに加入の手続き(転入後14日以内) *本人確認書類、保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)、預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) *印鑑、国民健康保険証	
介護保険			保険証の返還 要介護認定(申請中も含む)の方は受給資格証明書の交付の手続き *印鑑、介護保険証、納付通知書	要介護認定を受けていた方は、加入の手続き(転入後14日以内) *印鑑、受給資格証明書	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) *印鑑、介護保険証	
後期高齢者医療			【道外へ転出する場合】 脱退の手続き、保険証の返還 *印鑑、後期高齢者医療被保険者証 【道内他市町村へ転出する場合】 住所変更手続き(転入先で手続き) *印鑑、後期高齢者医療被保険者証	【道外から転入した場合】 加入申請の手続き(転入後14日以内) *負担区分証明書 【道内他市町村から転入した場合】 住所変更手続き(転入後14日以内) *印鑑、後期高齢者医療被保険者証	新住所地の区役所で住所変更の手続き(転入後14日以内) *印鑑、後期高齢者医療被保険者証	
国民年金	加入者	1階2番	新住所地で住所変更の手続き	手続きが必要な場合がありますので、左記窓口にご確認ください。	住所変更届により自動的に住所が変更されます。	
	受給者		第3号被保険者(厚生年金、共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)は、配偶者の勤務先を経由して年金保険事務所に届け出るようになりますので、区役所で手続きをする必要はありません。 住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の年金事務所へ郵送 住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ年金事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎892-9313)へ郵送。厚生年金受給者も同様。 住所・支払機関変更届(はがき)は左記窓口にも置いています。 共済組合から年金を受給されている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。			
子ども手当	1階8番	保健福祉課	転出前に受給事由消滅届の提出	新たに認定の手続き *健康保険証、手当の振込先口座番号	住所異動届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当 特別児童扶養手当			住所変更の手続き	住所変更の手続き	新住所地の区役所で住所変更の手続き	
各種医療費の助成 (子ども、ひとり親、重度障がい)	1階7番	保健福祉課	転出前に受給者証の返還 *受給者証	新たに申請手続き *健康保険証、重度障がいの方は身体障害者手帳、平成23年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明	新住所地の区役所で住所変更の手続き *受給者証	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	1階5番		福祉パス、福祉タクシーチケット、自動車燃料助成券等の返還(窓口:1階6番) *パス、チケット、助成券など	住所変更の手続き *手帳、本人の顔写真(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合)	新住所地の区役所で住所変更の手続き *手帳	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	1階6番		転出の手続き *印鑑	住所変更の手続き *印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き *印鑑、身体障害者手帳、療育手帳	
敬老手帳 (65歳以上の方)			敬老手帳の返還 *敬老手帳	新たに申請手続き *生年月日を確認できるもの(健康保険証など)	ご自分で新住所を記入してください。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		転出後は使用できません。 1万円単位で未使用乗車証の納入金を返還します。5月中に手続きをしてください。詳しくは左記窓口にお問い合わせください。	住民異動届(転入届)を提出した方へ8月または2月に案内通知を送付します。	そのままご利用ください。		
市税	固定資産税	※1	土地・建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください。			
	軽自動車税	※2	廃車の手続き *印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録手続き *印鑑、運転免許証、前市町村交付の廃車証明書	標識交付証明書の住所変更の手続き *印鑑、運転免許証、標識交付証明書	
	軽自動、軽二輪車 (125cc超250cc以下)	—	転出先の軽自動車協会で手続き			
	小型二輪車 (250cc超)	—	転出先の運輸支局で手続き			

※1:所在地が清田区の場合、南部市税事務所(豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸)4階 ☎824-3917(土地)、☎824-3918(家屋)

※2:中央市税事務所(中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階) ☎211-3076

*青字は手続きの際に必要なもの。 *本人確認書類=運転免許証、健康保険証など。